



長野県報

6月27日(木)
平成25年
(2013年)
第2483号

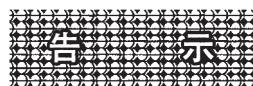
目 次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	2
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務休止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（健康長寿課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（健康長寿課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（健康長寿課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（7件）（森林づくり推進課）	5
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	7
保安林の指定施業要件を変更する通知の掲示（森林づくり推進課）	8
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	8
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	9
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	9

公 告

一般競争入札（情報統計課情報システム推進室）	9
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（県民協働・NPO課）	10
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（5件）（県民協働・NPO課）	10
平成24年度における公文書の公開の実施状況（情報公開・私学課）	12
平成24年度における個人情報の開示請求等の運用状況（情報公開・私学課）	254
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	273
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	273
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市計画課）	274
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築指導課）	274
一般競争入札（道路管理課）	274
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（2件）（生活環境課）	275
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	276


長野県告示第341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 診療所、歯科又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
軽井沢リハビリテーションクリニック	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成25年4月1日
青い鳥薬局	長野県松本市寿北8丁目21番3号	平成25年5月1日
なかよし薬局	長野県上田市上丸子1684	平成25年5月1日
三宅歯科クリニック	長野県飯田市中村1764番地1	平成25年5月1日
高島歯科医院	長野県須坂市南横町1547-1	平成25年4月1日
おしかね歯科医院	長野県須坂市大字須坂1476-18	平成25年5月1日
ウェルシア薬局小諸みかけ店	長野県小諸市御影新田2578-1	平成25年3月1日
市立大町総合病院(歯科)	長野県大町市大町3130番地	平成25年5月1日
そうごう薬局堀金店	長野県安曇野市堀金鳥川5027-1	平成25年5月1日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事業所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指 定 年 月 日
合同会社A-line	長野県佐久市小田井719番3	Aライン訪問看護ステーション	長野県佐久市小田井719番3	平成25年1月1日

地域福祉課

長野県告示第342号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関から名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変 更 年 月 日
		新	旧	
薬局マツモトキヨシそうざ 店	長野県松本市大字惣社514-11	薬局マツモトキヨシそうざ店	そうざファミリー薬局	平成25年 5月1日
薬局マツモトキヨシ赤沼店	長野県諏訪市四賀赤沼1625	薬局マツモトキヨシ赤沼店	赤沼ファミリー薬局	平成25年 5月1日

地域福祉課

長野県告示第343号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人山崎小児科	長野県千曲市桜堂274-1	平成25年4月1日

地域福祉課

長野県告示第344号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
軽井沢リハビリテーションクリニック	長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4417-5	平成25年3月31日
寺島薬局小諸みかけ店	長野県小諸市御影新田2578-1	平成25年2月28日
諏訪湖スパクリニック歯科	長野県諏訪市大和1-24-9	平成25年3月31日

地域福祉課

長野県告示第345号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
堀内将之	長野県上田市上田原795-7 クリーネ七曜館105号	平成25年5月1日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
うえだはら整骨院	長野県上田市上田原795-7 クリーネ七曜館105号	平成25年5月1日

地域福祉課

長野県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
つるみね共立診療所	岡谷市川岸上1-22-21	平成25年5月1日
そうごう薬局堀金店	安曇野市堀金鳥川5027-1	平成25年5月1日
丸子くるみ薬局	上田市長瀬2827	平成25年5月1日
元町薬局	千曲市稻荷山1264-3	平成25年5月1日
長沼調剤薬局	長野市大字津野828-4	平成25年5月1日
れんげ薬局	長野市大字鶴賀字西鶴賀町1567-12	平成25年5月1日

健康長寿課

長野県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
医療法人栗山会 飯田病院 飯田市大通1-15	社会医療法人栗山会 飯田病院 飯田市大通1-15	平成25年4月1日
社団法人松本薬剤師会会員村井薬局 松本市大字村井町南4-2-10	一般社団法人松本薬剤師会会員村井薬局 松本市大字村井町南4-2-10	平成25年4月1日
社団法人長野市薬剤師会 医薬分業推進支援センター・長野薬局 長野市富竹1406-9	一般社団法人長野市薬剤師会 医薬分業推進支援センター・長野薬局 長野市富竹1406-9	平成25年4月1日
医療法人栗山会 飯田病院 訪問看護ステーションたんぽぽ 飯田市大通1-15	社会医療法人栗山会 飯田病院 訪問看護ステーションたんぽぽ 飯田市大通1-15	平成25年4月1日

健康長寿課

長野県告示第348号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
ユタカ薬局	長野市西鶴賀1567-12	平成25年4月30日
伊那市訪問看護ステーション	伊那市伊那部3050	平成25年4月30日

健康長寿課

長野県告示第349号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

飯山市大字瑞穂豊字宮沢836の2、840、840の2、848から852まで、字上ノ原1819・1820・1823の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、1841、1848、1850、1853、1856、1857

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第350号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡箕輪町大字中箕輪字蘿沢15780の1、15782

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第351号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡飯島町本郷2406の302

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第352号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡阿南町字和合793の2から793の4まで、795の1、795の2、797の1から797の5まで、801の1、801の9から801の12まで、805の1、805の2、805の16から805の18まで、809

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第353号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡下條村陽翠4587の2、4589の11

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び下條村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第354号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木曽町新開5508、5666から5669まで、5670の1、5671から5675まで、5676の1から5676の26まで、5677から5679まで、5680の1、5680の4、5705のロ、5705のハ、5710、5712の1、5712の3、5713の1、5714から5718まで、5719の1、5719の2、5720の1、5720の2、5721の1、5722、5724、5725、5726の1、5727から5730まで、5732の2、5732の4から5732の36まで、5732の38、5733の1、5734から5741まで、5979、5980の1、5981、5982の1から5982の8まで、5983の1から5983の4、5984の1から5984の34まで、5985の1から5985の3まで、5986の1から5986の4まで、5987の1から5987の6まで、5988の1から5988の8まで、5989から5991まで、5993のイ、5994、5995の1から5995の8まで、5996、6059、6060のイ、6060のロ、6061、6089の1、6089のロ、6090の1、6090のロ、6093の1、6093の3から6093の5まで、6094のハ、6103の1から6103の16まで、6103のロ、6104から6109まで、6110の1から6110の17まで、6111の1から6111の18まで、6111のロ、6112の1から6112の8まで、6113の1から6113の6まで、6113のロ、6114の1、6114の3、6285のロ、6287の1から6287の15まで、6288の1、6288の5から6288の7まで、6289の1から6289の29まで、6290の3、6291の1、6291の4から6291の25まで、6292の8、6292の10、6292の14、6293の2、6294の1、6294の2、6295の1から6295の9まで（以上9筆について次の図

に示す部分に限る。）、6295の10から6295の30まで、6295の32、6295の34、6295の36、6295の38、6295の40、6295の42、6295の44、6295の46、6295の48、6295の50、6295の52、6295の54、6295の56、6295の58、6295の60、6296の1・6296の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6296の3から6296の29まで、6297、6302の1・6302の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、6302の3から6302の15まで、6304の1から6304の13まで、6304の15、6304の17、6304の19、6304の21、6304の23、6304の25、6306の2（次の図に示す部分に限る。）、6309の1から6309の32まで、6310の1（次の図に示す部分に限る。）、6310の3、6310の4、6311の1から6311の3まで、6311の8から6311の11まで、6312のイ、6313の1から6313の10まで、6314の2、6317の1から6317の23まで、6318の1から6318の16まで、6318の31、6318の39、6318の41、6318の43、6318の44、6318の46から6318の48まで、6319の1、6319の4から6319の12まで、6321の1から6321の68まで、6322の1、6322の4から6322の16まで、6324の1から6324の43まで、6325の1から6325の32まで、6326の1から6326の43まで、6327の1から6327の3まで、6329の1から6329の9まで、6330から6335まで、6336の1、6336の2、6337から6340まで、6341の1、6342の1、6342の2、6343

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

6287の15、6289の2から6289の5まで、6289の27から6289の29まで、6321の4、6321の5、6321の12、6321の13、6321の68、6324の1から6324の4まで、6324の10から6324の13まで、6324の16から6324の22まで、6324の26から6324の33まで、6326の1、6326の2、6326の4、6326の9、6326の20、6326の26、6326の31、6327の1から6327の3まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第355号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

木曽郡木祖村大字藪原1726、1728、1730、1733の2、1733の15、

1733の16、1733の18から1733の20まで、1890の2、1899の1、
1925

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 1728・1733の2・1890の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第356号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市大字三才山字本郷山1830の2352

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第357号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡佐久穂町大字大日向字大野沢2122の2（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第358号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡南相木村字二ツ橋6085の16、6085の19、6085の20、6086の1

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第359号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南佐久郡北相木村字木次原5615の6、5615の7、5615の12(国有林)、5616の2、5616の4、5616の6、5616の8から5616の10まで、5616の22から5616の26まで、5616の30、5616の31

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び北相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第360号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡阿南町字北條1403の80、1403の90

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第361号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の保安林に係る指定施業要件の変更について、当該保安林の所在地の属する市町村の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

保安林の指定施業要件の変更についての通知の内容

(要旨)

- 1 水源の涵養のため指定した保安林において定めた指定施業要件が変更されたこと。
- 2 変更後の指定施業要件については、平成25年4月23日付農林水産省告示第1394号のとおりであること。

保安林の指定施業要件の変更に関する保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者等の氏名
大町市常盤字日影久保7631の3	中山折次
大町市常盤字一ノ沢7628の3	有限会社信正産業

森林づくり推進課

長野県告示第362号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市上久堅1469の2、1471の3(以上2筆国有林)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第363号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 解除に係る保安林の所在場所

中野市大字立ヶ花字表山770の3、771の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

鉄道用地とするため

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年7月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年6月27日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上飯田線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市座光寺3624番の13地先から 飯田市座光寺3591番の1地先まで	旧	m 5.9~8.3	km 0.0524
同上	新	m 7.4~8.3	km 0.0524

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

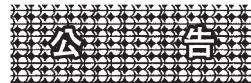
その関係図面は、告示の日から平成25年7月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年6月27日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勘

- 1 路線名 上飯田線
- 2 供用を開始する区間
飯田市座光寺3624番の13地先から
飯田市座光寺3591番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成25年6月27日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年6月27日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量

メール送信・中継用サーバ 一式

- (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

- (3) 借入期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

- (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

- (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (5) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年7月8日（月）午後1時30分